6　前項の申請書には、申請に係る再処理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第七条の十　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該再処理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　再処理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　再処理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　再処理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該再処理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第七条の十一　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その再処理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（施設定期検査の申請）

第七条の十　法第四十六条の二の三第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を加える。］